

【海外発生期】
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
対策の目的
<ol style="list-style-type: none"> 1) 国内の状況等を注視しつつ、県内発生の遅延と早期発見に努める。 2) 国内・県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、海外及び国内での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 国内発生した場合には早期に発見できるよう、県内サーベイランス・情報収集体制を強化する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者、県民等に準備を促す。 5) 検疫等と連携し、県内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、県民生活及び経済の安定のための準備、プレパンドミックワクチンの接種等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

(1)-1 県の体制強化等

- ① 県は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、庁内において連絡会議等を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、県の初動対処方針について確認し、必要な対策を講じる。（知事公室、医療政策部）
- ② 県は、政府新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合、速やかに県対策本部を設置する。また、国が決定する基本的対処方針を踏まえ、県行動計画等に基づいた対策を協議、実施する。（知事公室、医療政策部）
- ③ 県は、海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等

に基づく各種対策を実施する。（医療政策部）

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

県は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。（医療政策部）

(2)-1 県内サーベイランスの強化等

- ① 県は、引き続き、県内における新型インフルエンザ等に関する通常のサーベイランスを実施する。（医療政策部）
- ② 県は、県内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。（医療政策部）
- ③ 県は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。（地域振興部、健康福祉部、医療政策部、教育委員会事務局）
- ④ 県は、引き続き、国が行う鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に協力する。（医療政策部、農林部）

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

県は、県民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係省庁のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。（知事公室、医療政策部、関係部局）

(3)-2 情報共有

県は、国、市町村及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。（知事公室、医療政策部）

(3)-3 相談窓口等の設置

県は、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行う。また、市町村に対し、国が作成したQ&A等を送付して、相談窓口の設置を要請する。（知事公室、医療政策部、関係部局）

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 国内でのまん延防止対策の準備

県は、国、市町村と相互に連携し、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また、県は、国と相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。（知事公室、医療政策部）

(4)-2 水際対策

(4)-2-1 検疫の強化

県は、国の検疫の強化に伴い、検疫所、その他関係機関との連携を強化する。（医療政策部）

(4)-3 予防接種

(4)-3-1 ワクチンの供給

県は、国の要請に基づき、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。（医療政策部）

(4)-3-2 接種体制

(4)-3-2-1 特定接種

県及び市町村は、国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。（総務部、医療政策部）

(4)-3-2-2 住民接種

- ① 県は、市町村が行う、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備について、必要に応じて接種体制の準備などの協力を行う。（医療政策部）
- ② 県は、全県民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を

進めるよう市町村に対し要請する。（医療政策部）

(4)-3-3 情報提供

県及び市町村は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった国からの具体的な情報について、関係機関等に対し積極的に情報提供を行う。（医療政策部）

(5) 医療

(5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義

県は、国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にしたときは、関係機関に周知する。（医療政策部）

(5)-2 医療体制の整備

県は、国の要請に基づき、以下を実施する。

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。（医療政策部）
- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。（医療政策部）
- ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。（医療政策部）

(5)-3 帰国者・接触者相談センターの設置

県及び奈良市は、国の要請に基づき、以下を実施する。

- ① 帰国者・接触者相談センターを各保健所に設置する。なお、流行状況に応じて、帰国者・接触者相談センターの運営について調整を図る。（医療政策部）
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。（医療政策部）

(5)-4 医療機関等への情報提供

県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者

Ⅲ 各発生段階における対策【海外発生期】

に迅速に提供する。また、他府県と隣接する医療機関に対しては、隣接する府県の発生段階を踏まえて適切な情報提供を行う。（医療政策部）

(5)-5 検査体制の整備

- ① 県は、国からの技術支援を受け、保健研究センターにおいて新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための検査体制を速やかに整備する。（医療政策部）
- ② 県及び奈良市は、各医療機関で新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から医師が採取した検体を搬送し、保健研究センターにおいて亜型等の同定を行う。また、必要に応じ、検体を国立感染症研究所に送付する。（医療政策部）

(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ① 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。（医療政策部）
- ② 県は、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。（知事公室、医療政策部）
- ③ 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。（医療政策部）

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

- ① 県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。（関係部局）
- ② 指定（地方）公共機関等は、その業務計画を踏まえ、県及び国と連携し、事業継続に向けた準備を行う。県は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。（関係部局）

(6)-2 遺体の火葬・安置

県は、国の要請を受け、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを支援する。（くらし創造部）

(6)-3 食料品・生活必需品等の確保

県は、医薬品、食料品等を確保するため、生産、流通、運送事業者等の職場における感染防止策及び業務の継続の準備を要請する。（関係部局）